

令和4年度第1回

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会

日時：令和4年5月20日（金）午後2時から

会場：オンライン会議

文京区総務部総務課

出席者：（委員）内山忠明 二瓶紀子 後藤省二 柳瀬貴延 野本章平 堀正孝  
杉原政伸

（事務局）総務部長 吉岡利行

総務部総務課長 久保孝之

総務部総務課情報公開・法務担当主査 亀井大

総務部総務課情報公開・法務担当主任 坂本秀明

総務部総務課情報公開・法務担当係員 松原可奈子

欠席者：（委員）田中としかね 島川健治

## 1 開会

○総務課長 それでは、定刻となりましたので、令和4年度第1回文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を開会させていただきます。本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

昨年度の審議会に引き続き、オンラインでの開催とさせていただきました。本日の会議でございますが、会議録を作成する関係で録画をさせていただいておりますので、ご了承ください。よろしくお願いいたします。

また、各委員のマイクは、事務局でミュートの設定にさせていただいております。ご発言の際は、挙手の上、進行者、会長か私からになろうかと思っておりますけれども、指名を受けた上で、マイクのミュートを解除してからご発言くださいますようお願いいたします。

まず、本日の出欠の確認でございます。本日は、田中委員と島川委員がご欠席です。

なお、審議会条例第7条第1項に規定する定足数は満たしており、有効に成立しておりますことを併せてご報告させていただきます。

本日の議事でございますが、令和3年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況の報告、それから、個人情報保護制度の見直しに関する概要及び検討状況、この2点についてご報告させていただくものでございます。

## 2 委員・職員の紹介

○総務課長 次に、委員の改選がございました。

まず、新任の委員をご紹介させていただきます。お手元に委員の名簿をお配りさせていただいておりますので、そちらをご覧ください。企業代表委員の佐々木委員が人事異動に伴い令和4年3月31日をもって解嘱となりました。その後任として、新たに柳瀬委員が企業代表委員となりました。

次に、事務局でございます。人事異動により一部変更がございましたので、ご報告させていただきます。担当主査の宇津木が転出し、新たに亀井主査が着任しております。総務部長の吉岡、私、総務課長の久保、担当職員の坂本と松原は、変更ございません。引き続きよろしくお願いたします。

次に、委員の改選がございましたので、改めて当審議会の会議の公開等についてご確認させていただきます。

当運営審議会の会議は、従来から公開しており、傍聴を認めております。オンライン開催時の傍聴については、名前に「傍聴者」と表示していただくこととしてございますが、本日は、傍聴のご希望はない状況でございます。

また、会議録につきましては、話し言葉等を若干整理した上で、発言された内容はほぼそのままの形で、ホームページにて公開してございます。

公開の手順でございますが、審議会の終了後に会議録（案）を事務局にて作成し、郵送などの手段により委員の皆様にご確認いただいた後に公開させていただきたいと存じますので、よろしくお願いたします。

それでは、議事に入ります前に、お手元の資料のご確認をお願いいたします。

報告資料第1号及び第2号につきまして、資料をあらかじめ郵送させていただいております。また、資料の説明等につきましては、お手元の資料の下隅に、資料ごとに通しのページ番号を付けてございますので、そちらを申し上げさせていただきます。資料がお手元のない方はいらっしゃいますか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

それでは、この後の進行は、内山会長にお願いいたします。

### 3 議事

○内山会長 それでは、議事に入らせていただきます。

本日は、ご紹介がありましたように、報告事項が2件ということでございますので、それぞれ報告を受けた後に、ご質問やご意見がございましたら、伺わせていただきます。

まずは、報告第1号として、定例報告についてご説明をいただきます。総務課長お願いします。

○総務課長 はい、かしこまりました。

それでは、報告第1号といたしまして、情報公開制度及び個人情報保護制度に係る定例報告をさせていただきます。

資料第1-1号から説明させていただきます。1ページをお開きください。

こちらは、令和3年度の行政情報の公開請求件数を取りまとめたものでございます。3ページ以降の資料第1-2号は、個々の請求内容でございます。

令和3年度につきましては、総件数としまして675件の公開請求がございました。令和元年度は876件、令和2年度は867件でしたが、平成30年度までは、年間約400件ほどでございましたので、それと比較しますと、令和3年度の件数は、多い状況でございます。

主な請求の内容としましては、指定管理者に係る公開請求、食品衛生関係の公開請求、区が実施する工事に係る公開請求、プロポーザル方式による事業者の選定に係る公開請求となっております。

少しページが飛びますけれども、次に、資料第1-3号をご覧ください。87ページです。

こちらは、自己情報の開示等の請求件数を取りまとめたものでございます。89ページ以降の資料第1-4号は、個々の請求内容でございます。

令和3年度は、総件数としまして109件の開示請求がございました。例年の請求件数は、100件前後でございますので、おおむね例年に近い件数となっております。

主な請求の内容としましては、ご自身の住民票や戸籍謄本の交付に係る文書、区への相談記録に関する文書の請求となっております。

次に、資料第1-5号をご覧ください。105ページです。

こちらは、情報公開条例で公表が義務付けられ、又は努力義務となっている情報等がございまして、条例に基づき行政情報センターにおいて公表したもののリストでございます。条例第22条の規定による公表資料でございますが、区の予算・決算、各分野の個別計画、附属機関の報告書、議事録など、区政の説明責任を果たす上で重要な情報について、公表を行っております。

106ページ、107ページは、条例第23条で情報提供することが努力義務とされている資料でございます。統計資料、調査報告、事業概要などがこれに当たるものでございます。

次に、資料第1-6号でございます。109ページをご覧ください。

こちらは、令和3年度に新たに業務を開始したものの、110ページは、廃止した業務の一覧でございます。

続いて、111ページになりますが、資料第1-7号は、新たに保有した個人情報ファイルの名称と消去した個人情報ファイルの名称の一覧となっております。

次に、資料第1-8号をご覧ください。113ページでございます。こちらは、個人情報を取り扱う業務を外部委託したものの一覧でございます。個人情報取扱業務の透明性を確保する趣旨から、審議会に報告することとされているものでございます。データ処理、通知書等の大量送付、専門的業務の共同処理などの業務を委託した事例が多くございます。

続いて少し飛びまして、167ページ、資料第1-9号でございます。こちらは、個人情報を目的外利用した業務の一覧でございます。法令や審議会の意見を聴いて、目的外利用を認められたものにつき、区の内部において、税情報や福祉・年金関係等の情報を福祉、介護、医療関係業務などに利用しているものでございます。

次に、資料第1-10号、177ページをご覧ください。

こちらは、個人情報の外部提供を行った業務の一覧でございます。法令に定めのあるものや、審議会の意見を聴いて認められたものにつき、税情報、戸籍、年金、食品衛生業務に係る個人情報などを他の官公庁等に提供しております。

次に、183ページです。資料第1-11号でございます。

こちらは、保有特定個人情報の提供について、生命、身体又は財産の保護のために必要があり、本人の同意があるか又は本人の同意を得ることが困難な場合として、番号法第19条第16号の規定により、提供した業務でございます。新型コロナウイルスワクチン接種業務において、他自治体へ転出した方に対して、転出先自治体が接種券を発行するに当たり、前住所地である文京区での接種履歴を確認する必要があることから、接種履歴について照会があった場合に、転出先の自治体へ提供している事例でございます。

次に、185ページをご覧ください。資料第1-12号でございます。こちらは、外部結合した業務の報告でございます。

外部結合とは、実施機関以外のものが管理する電子計算組織と通信回線を結合して個人情報を提供するものでございまして、190ページまでにかけて5つの業務が該当しております。

続きまして、191ページをご覧ください。資料第1-13号でございます。

こちらは、昨年度の当審議会並びに情報公開及び個人情報保護審査会の開催状況でございます。審議会については、資料にありますとおり、令和3年度は3回開催し、特定個人情報保護

評価の第三者点検を4件行いました。審査会につきましては、令和3年度は8回開催し、計11件の諮問事件について審議をしてございます。各事案の概要と審査結果につきましては、資料に記載のとおりでございます。

続きまして、195ページをご覧ください。資料第1-14号でございます。

こちらは、平成28年1月19日審議会答申に基づく報告でございます。個人情報保護条例第8条第2項第5号には「心神喪失等の事由により、個人情報を本人から直接収集することができない場合で、本人の福祉の向上を目的とし、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき」に例外的に本人以外の者から個人情報を収集することができる旨が規定されており、当該規定により個人情報を収集した業務の実績でございます。

続きまして、197ページをご覧ください。資料第1-15号でございます。

こちらは、存否応答拒否処分をした事例の報告でございます。情報公開請求において、存否応答拒否処分をした事例が2件ございます。事例の概要は、資料に記載のとおりでございます。

最後に、199ページをご覧ください。資料第1-16号でございます。

こちらは、情報公開請求に対する公開決定期限の特例延長事例の報告でございます。公開請求に係る行政情報が著しく大量であり、通常の事務の遂行に著しい支障が生じるものとしまして、特例延長した事例でございます。

定例報告につきましては、以上でございます。

**○内山会長** 実施機関から報告第1号について説明を受けました。このことについて、ご質問、ご意見がございましたら、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

**○内山会長** よろしいでしょうか。

それでは、報告第1号につきましては、報告を受けたということとして、処理させていただきます。

続きまして、報告第2号として、個人情報保護制度見直しに関する概要及び検討状況についてご説明をいただきます。総務課長お願いします。

**○総務課長** はい、かしこまりました。

それでは、報告第2号になります。赤いインデックスが付いている資料でございます。

こちらですが、昨年11月に開催させていただきました令和3年度第2回審議会において、個人情報保護制度の見直しの概要について情報提供させていただいたところでございまして、その後、国から個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（案）が示され、先般、

正式に公表されました。地方公共団体に対して適用される改正後の個人情報保護法の施行日は、令和5年4月1日とされておりますので、ガイドラインや事務対応ガイドを基に、区における個人情報保護制度の見直しに係る検討を進めているところでございます。

本日は、法の施行に向けた検討状況について、ご報告させていただきます。当審議会でご審議いただく事項につきましては、諮問事項として項目をピックアップし、検討材料を整理した上で、次回以降の審議会でご提示させていただければと考えてございます。

それでは、資料に沿って内容の説明をさせていただきます。

おめくりいただきまして、まず、1ページをご覧ください。資料第2-1号でございます。

こちらは、個人情報保護制度の見直しの概要になります。本区における個人情報保護制度については、文京区個人情報の保護に関する条例に基づき運用しているところですが、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の改正により、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、個人情報保護委員会が一元的に当該法律を解釈運用することとなりました。

このことから、法の施行に向けて、本区における個人情報保護制度の運用について、当審議会の意見を聴きながら検討を行い、現条例を廃止し、新条例を制定するとともに、関係例規の見直しを行うものでございます。

まず、「1 想定スケジュール」でございます。法のガイドラインが4月20日に公表されておまして、資料第2-7号としてお送りさせていただいております。今後、早急に検討を要する事項を整理した上で、特に審議会の意見を聴く必要があるものについては、当審議会へ諮問を行い、本年9月頃を目途に、ご答申をいただきたいと考えております。その後、条例（骨子案）の作成やパブリックコメントの実施を経て、令和5年2月の区議会に条例（案）を提出する予定でございます。

次に、「2 改正法への移行に当たっての基本事項」でございます。「(1) 改正法の基本的な考え方」としまして、改正法よりも保護の水準を高めるような規定を条例で定めることは、必ずしも否定されるものではありませんが、法の趣旨が社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立を図る点にあることを踏まえると、地方公共団体が条例で独自の保護措置を規定できるのは、特にそのような措置を講じる必要がある場合に限るものとされております。資料の2ページになりますが、こちらに丸数字で表してございます。

①としまして、条例で定めることが法律上必要な事項、②としまして、条例で定めることが法律上許容されている事項、③としまして、単なる内部の手續に関する規律に過ぎない事項その他の個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項、こちらの3点については、条例で規定することが認められますけれども、一方で、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項であって、①や②に当たらないものについては、条例で定めることは認められないものとなっております。

条例で定めることができるのとされている事項の具体例については、後ほど、各条文の比較資料においてご説明させていただきます。

次に、「(2) 見直しにおける区の基本的な考え方」についてですが、区としましては、現条例の運用を継続することを基本的な考え方としつつ、改正法で新たに規定される事項や改正法と現条例で差異がある事項については、改正法にのっとった運用方法を検討したいと考えております。

次に、「3 改正法と現条例について」でございます。地方公共団体に適用される改正法の条文は、関連条文を含めて85ございます。特に、第5章については、行政機関等の義務等について規定されておりますので、区が直接適用を受ける条文が多くございます。

改正法と現条例の比較でございます、3ページをご覧くださいませでしょうか。3ページの(2)でございます。

こちらの表にあるとおり、1つ目として、改正法で新たに規定されるもの、2つ目として、改正法と現条例の規定に差異があるもの、3つ目として、改正法と現条例の規定が同趣旨のもの、4つ目が、現条例の規定が改正法にないもの、この4種類に分けて記載してございます。

上から1つ目、2つ目、4つ目につきましては、法の施行後の対応について検討を要する事項でございます。改正法と現条例の差異及び区の考え方についても、後ほど各条文の比較資料にて具体的に説明させていただきます。

続いて、「4 審議会への諮問について」でございます。

先ほど、条例で規定することができる事項の3類型についてご説明申し上げましたが、その中でも、区に裁量がある事項など特に審議会の意見を聴く必要がある事項について諮問することを予定しております。

また、死者の情報は、改正法においては個人情報の定義に含まれないため、その取扱いについて、法改正に係る諮問とは別にご審議をいただくことを予定しております。

条例に規定する事項の例につきましては、例示でございます、諮問事項については、現在



検討中でございますので、改めてお示しをさせていただく予定でございます。

最後に、4ページ「5 改正法施行後の審議会の役割について」でございます。

現条例では、目的外利用や外部提供をするに当たり、個別の事例の当否について審議会の意見を聴くこととされているものがございます。改正法においては、個人情報の取扱いについて典型的に審議会へ諮問することを要件とする条例を定めることは認められていないことから、改正法施行後の審議会の役割は、(1)から(5)までの5点になると考えております。

(1)について、具体的には、定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで、個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合、地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等から意見を聴取することが特に必要である場合、法施行条例の改正に当たり、地域の代表者や有識者等から意見を聴取することが特に必要である場合などが想定されます。

(2)から(5)までにつきましては、現条例と同様の役割となっております。

続きまして、改正法と現条例の規定ぶりについて、比較した資料を基に、具体的な差異についてご説明させていただきます。

会長、この後の説明が長くなりますが、休憩は取らずにこのまま続けてもよろしいでしょうか。

○内山会長 30分程度ですから、もし説明が可能なようでしたら続けていただくのがよろしいかと思えます。

○総務課長 分かりました。では、このまま続けさせていただきます。

それでは、引き続きご説明申し上げます。資料第2-2号から第2-5号までにつきましては、改正法の全条文や法改正の全体像に関する資料でございます。恐れ入りますが、説明は割愛させていただきたいと存じます。

それでは飛びまして、117ページの資料第2-6号をご覧ください。

ここからは、改正法で新たに規定されるもの、改正法と現条例の規定に差異があるもの、現条例の規定が改正法にないものの3つの中から、特に大きな変更がある点についてご説明させていただきます。

まず、資料の見方でございます。1列目の「条」と書いてあるところは、改正法の条文を記載しております。

次に2列目の「分類」については、132ページの表の欄外に※印の後に記載をしているも

のでございます。1は、改正法で新たに規定されるもの、2は、改正法と現条例の規定に差異があるもの、3は、改正法と現条例の規定が同趣旨のもの、4は、現条例の規定が改正法にないもの、このようになってございます。

恐れ入りますが、ページを戻っていただいて、117ページでございます。

3列目の「項目」は、改正法や現条例の該当条文の表題でございます。

4列目の「改正法」、5列目の「区条例」は、それぞれの該当条文の番号を記載しております。

6列目の「区条例との差異」は、各条文の簡単な解説や改正法と区条例の差異を中心に記載してございます。

7列目の「区のお考え方」は、区条例との差異について、現時点における区の検討状況及び対応方針について記載してございます。

各条文の説明に当たり、左から1列目の「条」と3列目の「項目」の欄を申し上げてから、「区条例との差異」及び「区のお考え方」について説明をさせていただきます。

まず、117ページの第2条「定義」でございます。「法全体に係る定義」の「区条例との差異」の2番目について、先ほど申し上げましたとおり、死者に関する情報について、改正法では個人情報に含まれてございません。

また、4番目について、現条例では、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会を実施機関としておりますが、改正法では、区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員が地方公共団体の機関に含まれることとなり、議会は含まれておりません。

また、7番目について、法に規定されている要配慮個人情報のほか、地域の特性に応じてその取扱いに特に配慮を要するものを条例要配慮個人情報として条例に規定することができるものでございます。

区のお考え方について、まず、死者に関する情報については、法の適用外となりますので、独自の保護措置を行うか、また、開示請求の取扱いについての検討が必要となります。また、要配慮個人情報のほかに条例要配慮個人情報として規定すべきものがある場合は、条例に規定する必要があることから、対象となる情報の有無について、現在確認を行っているところでございます。

おめくりいただきまして、118ページをご覧ください。

第61条「個人情報の保有の制限等」でございます。「区条例との差異」の1のとおり、区条例では、個人情報を収集するに当たって、原則本人から直接収集しなければならないことと

なっておりますけれども、改正法においては、そのような規定はございません。改正法における個人情報の収集は、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならないとされていることから、不必要な個人情報を収集することはない、というものでございます。

次に、119ページの第69条「利用及び提供の制限」です。こちらについて、「区条例との差異」の1のとおり、現条例では、区と区以外の電子計算機を結合して個人情報の提供を行う外部結合については、原則禁止されておりますが、改正法においては、そのような規定がございません。改正法では、安全管理措置、提供の制限、提供先の措置要求の規定があり、これらの規定の適切な運用により、デジタル化に対応した実効的な個人情報の保護を図ることとなります。

おめくりいただきまして、120ページの第75条「個人情報ファイル簿の作成及び公表」についてです。「区条例との差異」の3についてでございますけれども、改正法では、個人情報業務登録簿に関する規定はございませんが、条例に規定することにより、作成・公表することができます。この点について、区の考え方として、個人情報を取り扱う全ての業務の範囲を明確にし、その利用目的を明らかにすることを目的として、現条例で運用している個人情報業務登録簿を改正法施行後も引き続き作成し、公表する必要があると考えてございます。

続きまして、122ページの第83条「開示決定等の期限」についてでございます。

自己情報の開示請求における開示決定の期限について、現条例では、原則即日決定とし、延長期限は、請求日の翌日から14日以内、再延長期限は、60日以内としておりますが、改正法では、決定期限は、請求日の翌日から30日以内、延長期限は、60日以内、延長期限で決定できない場合は、特例延長できるということになっております。この点について、条例において、開示決定の期限を短縮することができることとなっております。開示請求における請求日の考え方が現条例と異なること、郵送請求の対応が必須になること、国や他自治体へ事案を移送するケースがあることなど新たな取扱いが生じることから、開示決定等の期限について、検討することとしております。

また、訂正決定等の期限及び利用停止等の期限につきましても、現条例と改正法に差異がございますので、併せて検討をすることとしております。

次に、123ページです。第89条「手数料」についてでございます。

現条例では、開示請求に係る費用は、無料としており、写しの交付に係る費用について、A4サイズは1枚10円といった形で実費負担分として徴収しております。改正法においては、

手数料の額を条例に規定する必要があることから、現条例の運用を継続することを前提とし、手数料は無料、写しの交付に係る費用は、現条例と同額を条例又は規則において規定する方向で検討しております。

次に、126ページの第111条「提案の募集」でございます。

「提案の募集」の2つ上の項目の第109条「行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等」と併せてご覧ください。

こちらは、改正法で新たに規定されたものでございます。行政機関等匿名加工情報とは、個人情報削除すること等の方法により、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したものを指します。従来の行政機関個人情報保護法では、非識別加工情報として定義されていたものでございますが、現条例において、非識別加工情報や匿名加工情報に係る規定はございません。

本条は、民間事業者から行政機関等匿名加工情報の利用の提案を受けた場合に、個人の権利利益に支障がない場合は、個人情報を加工し、個人識別性のない情報とした上で、民間事業者へ提供する規定でございますが、当面の間、提案募集は、都道府県及び指定都市のみ義務とされている状況でございます。

区としましては、情報収集中でございますけれども、国等において提供事例がほとんどないこと、また、民間事業者のニーズについても未知数であることから、当面の間は、提案募集は行わず、国、都道府県、指定都市における運用状況を注視していく、そういった方向で考えております。

おめぐりいただいて、128ページの第129条「地方公共団体に置く審議会等への諮問」についてです。先ほど資料1-1号でご説明したとおりでございますが、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴く場合は、条例で審議会に諮問できる旨を規定する必要があることから、審議会に諮問できる旨の規定を条例に置くことを予定してございます。

大変駆け足となりましたが、主な改正法と現条例の差異についての説明は、以上でございます。

○内山会長 実施機関から報告第2号について説明がありました。このことについて、ご質問やこの段階でのご意見があれば、伺いたいと思います。ご発言の方は、挙手をお願いいたします。

はい、後藤委員どうぞ。

○後藤委員 ありがとうございます。後藤でございます。

まず、冒頭の個人情報保護制度の見直しについて、改正個人情報保護法の施行に伴って現条例に基づく制度を大きく変えていく必要があるということについて、文京区が大変早くから前向きに取り組まれていることは、とても素晴らしいことだと思っております、心から敬意を表したいと思います。私は、自治体の出身でございます、この件について、いろいろな自治体の方々から質問を受けたり、逆にいろいろな自治体の方々にお尋ねをすると、まだまだこれからです、というところが非常に多いのですけれども、そういう意味で、文京区は大変早くから取り組まれていることについては、素晴らしいことだと申し上げたいと思います。この整理は、本当に大変な作業だと思っているところでございます。

この中で、1点だけ質問させてください。126ページでございます。条文で言いますと、第109条や第111条でしょうか。いわゆる行政機関等における匿名加工情報に関して、事業の用に供しようとする者から提案を受けて作成するということに関する法律の規定があるわけで、先ほど、総務課長から、ここについては、当面その提案募集は行わないというご説明がございました。件数が少ないのではないかというようなご見解も第111条のところで書かれてございます。

これは私の個人的な認識でございますが、恐らく、匿名加工をする際に、元々個人情報であったものを民間の事業者が使えるようにしてほしい、というように国に対していわゆる業界団体等から要請があった。その中心は、医療情報や健康に関する情報だと認識しております。

つまり、文京区で申し上げますと、国民健康保険の事業を運営しておられますので、診療報酬明細請求書、いわゆるレセプトの情報がたくさんあるわけですけれども、このようなものの内容の分析をして、例えば、新たな医薬品等の販売活動に活用したいとか、そのような思いを持っているところ、あるいは、健康増進のための様々な物品の販売とか、そういうところに役立てたいと考えている事業者さんは多いようです。健康情報についても、健康増進の観点から、どういう事業が今後ビジネスとして成立するのかということについて、重大な関心を持っている事業者が多く、そのようなこともあり、国に対しての要望がされ、このような形で法改正がされたと認識しております。

そういう意味で言いますと、やはり、個別の情報を持っているのが基礎自治体である区市町村でございますので、先々、文京区に対してもこのような形で匿名化された個人情報を使いたいというような要望、提案等が寄せられることが考えられるのですが、近隣の区等の状況確認はされていると思いますので、今一度この辺りのことも含めて、現状のご認識について、ご説

明をいただければと思いました。以上でございます。

○内山会長 では、今の段階でご説明できることがあれば伺います。

○総務課長 後藤委員、ご意見どうもありがとうございます。

はっきり申し上げると、細かいところまでまだ説明できる状況ではございませんが、近隣の自治体等の状況を伺った限りでは、やはり、今の段階でそこに着手して進めるというようなお話はほとんどない、聞けていないというのが現時点の状況でございます。

恐らく、この改正は、後藤委員がおっしゃるとおり、民間事業者のレベルでうまく活用していこうということが国としての大きな考え方にあると思うのですけれども、そこに至るまでにはきっと時間がかかるのではないかというような感触は持っている状況でございます。

先ほどもご説明申し上げましたように、実際に、国でも今の段階で提案事例というのはまだ余りないというようなことは聞いてございます。ゼロではないようですが、多くないようでございますので、やはり、都道府県や指定都市が最初にやっていく形になっていきますので、その動きをしっかりと見ていくということ。あとは、これが事業ベースで考えたときに、自治体のエリアというのがどれだけ商業活動に資するようなどころがあるのかとなると、かなり大きなところ、都道府県レベルですとか、そういったようなところでの活用は、一定のニーズがあるのかなと思うのですけれども、特に23区、文京区は、エリアとしてもかなり限定されていますので、きっと時間がかかるのだらうという思いを含めまして、動きを注視していくという考え方です。今のところはすみませんが、そこまでしかまだ申し上げられない状況です。以上でございます。

○内山会長 はい、どうぞ。

○後藤委員 ありがとうございます。まだまだこれから始まる制度でございますので、状況等をしっかりと見ながら、というお答えをいただきました。そのとおりだろうと思いますが、また適宜その辺りの状況について、機会がございましたら教えていただけると有り難いと思います。以上でございます。ありがとうございます。

○内山会長 はい、総務課長。

○総務課長 ご意見ありがとうございます。私どもも注視してまいりますので、その中で参考になるような情報があった場合には、当審議会にも情報提供いたします。その際は、ご意見等いただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○後藤委員 ありがとうございます。

○内山会長 ほかにご発言される方はいらっしゃいますか。

それでは、今日のところは、このことについてご説明をいただいたということでございますから、説明されたことによりますと、後ほど、このことについて、詳細な諮問があるということのようですから、その諮問について、またご検討いただくということにいたしましょう。

私からも質問です。膨大な資料をいただいているわけですがけれども、諮問が先々行われるときに、この資料は持っておいたほうがよろしいのかどうか、総務課長からご発言、指示があるかどうかということで伺います。

○**総務課長** 本日お配りしました資料につきましては、あくまで現時点において私どもで整理できている状況をご提供させていただいたものでございます。本日は、全体像で話をしていますが、諮問をさせていただくときには、ご審議をいただく事項を一定程度絞り込んでいく形になると思いますので、その時点では、それに合わせた資料をご用意したいと考えております。ただし、現時点での比較等は、今後も参考にさせていただける資料かと考えてございますので、厚みがあって少し邪魔になるかもしれませんが、お手元に置いていただいて、上手にご活用いただければと考えてございます。以上です。

○**内山会長** ありがとうございます。両面ですから、随分と量が多いですが、例えば、国からのガイドラインについては、何度も参照されるということもあろうかと思えますから、各委員のご判断でそれぞれ保存のことについてお考えを頂ければと思います。

○**総務課長** はい、よろしくお願いいたします。

#### 4 その他

○**内山会長** それでは、今日の予定は、この2件についてご報告をいただくということでございました。これで、今日の目的は達したということになりますけれども、この段階で何か更に発言等があれば伺いましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これからの進行は総務課長にお戻しいたします。

○**総務課長** 本日は、ご審議どうもありがとうございました。

今後の予定でございます。報告第2号の説明をさせていただきましたが、次回の開催時期は、今のところ未定でございます。できるだけ早い時期にと考えてございますけれども、この後、個人情報保護制度の見直しに関する諮問を予定しているところでございます。こちらの日程につきましては、恐れ入りますが、改めてこちらの進行状況をみてご連絡させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。私からは、以上でございます。

5 閉会

○内山会長 ありがとうございます。

それでは、本日の会議は、ここまでとさせていただきます。各自ご退室をお願いいたします。

○総務課長 どうもありがとうございました。